## 公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
府民文化部府民文化総務課	学校用地として貸付けている普通財産 (土地) の使用貸借契約について、貸借間の満了後も更新手続 (契約の更新) を行うことなく貸付を継続していた。  1 契約期間 旧 (更新前) 平成29年10月25日~平成31年3月31日 新 (更新後) 平成31年4月1日~令和11年3月31日 ※ 契約の更新に伴う新たな貸付期間 (10年) については、受検機関に認済み。 施設名:工業高等専門学校 種別 貸付数量 使用目的 貸付目的 貸付料 貸付期間 土地 18,109.00㎡ 非営利 学校用地 無償 H31.4.1~R11.3.3.4.1 生地 203.00㎡ 非営利 学校用地 無償 H31.4.1~R11.3.3.5.4.1 生地 203.00㎡ 非営利 学校用地 無償 H31.4.1~R11.3.3.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5	を図り、適正な事務処理を行われたい。  【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】 (普通財産の貸付け等)	財産台帳への登録を行った。また、グループ内で本事項について周知徹底を図るとともに、契約相手方に対しても更新の漏れのないよう、改めて確認を行った。今後は、公有財産事務の手引等に基づき、適切な事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

## 公有財産管理の不備

対象受検機関		検出事項					是正を求める事項	措置の内容
府民文化部文化・スポーツ室文化課	普通財産の貸付契約に伴う貸付状況の確認について、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト(※1)を作成していないものがあった。また、当該調査を実施した場合に必要となる財産活用課長への報告書(※2)も作成されておらず、当該報告を怠っていた。(※1)様式1:使用許可及び貸付に関するチェックリスト(※2)様式2:使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書  1 施設名:元モノレール車両基地  種別 貸付数量 使用目的 貸付目的 年間貸付料 貸付期間							リストを作成し、財産活用課長への報告を行った。 再発防止に向け、普通財産の貸付契約に係る適正な手続について、室内に周知徹底を行った。 今後は、大阪府公有財産規則に基づき、適正な事務処理を行うと
	土地	23. 12 m <sup>2</sup>		物置の設置		H31. 4. 1 ~R 2. 3.31	別に定めるところにより公有財産台 ともに、基準日に実地 帳に登載し、毎年一回、その貸付けに 係る普通財産の使用の状況を実地に ついて調査し、確認しなければならな い。  【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要	ともに、基準日に実地調査を行う。
	2 7 種別		使用目的	ーケストラハ 貸付目的	年間貸	· 付料 貸付期間		
	建物	<b>2, 164. 84</b> m <sup>2</sup>	非営利	楽団運営及び 楽員の技能向 のため専用練	上 8,648,	310円 H31. 4. 1~R2. 3.31	第2 公有財産の管理体制 3 部局長等(財産管理者)の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に 関すること。	
							(4) 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及 び普通財産の貸付けについては、 事務の統一と適正を図るため、毎 年1回、使用状況を実地調査チェ ックリストにより、実地に調査、 確認しなければならない。 【平成30年3月13日付け財活第1957号 による通知(抜粋)】 1 毎年7月1日(以下「基準日」とい う。)現在で使用許可又は貸付けを行 なっているものについて、別添チェツ クリスト(様式1)により使用の状況 を調査すること。なお、基準日は、所 を調査すること。なお、基準日は、が できる。	

2 調査は、原則として基準日の前後一 月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書 (様式2)により、基準日から二月以 内に財産活用課長まで報告すること。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)